

平成3年～5年に発出された合特法民間委託等の3省通知（農林水産省・厚生省・建設省）及び平成6年の合理化事業計画の策定に関する通知は、次の通りです。

農業集落排水処理施設の整備及び維持管理について

平成3年12月20日（3-9 農林水産省整備課総合整備事業推進室長通知）

農業集落排水処理施設は、浄化槽法に基づく浄化槽として設置されていることに鑑み、施設の整備及び維持管理を円滑かつ適切に進めるために、下記の点に留意されるよう貴管下道府県に対し指導されたい。

記

- 1 農業集落排水施設の維持管理に当たり、事業主体は、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（昭和50年法律31号）が制定された趣旨に鑑み、既存の浄化槽の清掃業務に携わる団体等を活用されるよう配慮されたい。
- 2 また、事業主体は、事業実施に際し、施設の整備及び維持管理の円滑化を図るとの観点に立ち、委託先の上記団体等と連絡調整を図られたい。

下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法に基づく合理化事業計画について

平成5年4月6日（衛環第120号、厚生省環境整備課長通知）

下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（昭和50年法律第31号。以下「法」という）の趣旨及び運用については、既に同法施行通知等により示したところであるが、近年全国各地で下水道の整備が急速に進展していること、及び法に基づく合理化事業計画の策定の実態等にかんがみ、今後市町村が合理化計画を策定しようとする場合において、庁内関連部局の間で連携を図りつつ、法の目的及び趣旨に従って適正かつ円滑に策定及び